平成 20 年度春期試験 新傾向問題に関する用語解説

Systems Administrator

平成 20 年度春期試験の午前問題で出題された新傾向問題に関する用語を解説します。

1 RASIS

RASIS とは、Reliability Availability Serviceability Integrity Security の略でラシスまたはレイシスと読む。システムを評価する指標で、５つの項目から項目から成り立っており、その頭文字をとったものである。

・Reliability（信頼性）　：故障しにくく、システムが安定して動作する能力の指標。
具体的には、「平均故障間隔（MTBF）＝稼働時間／故障回数」で表す。
MTBF が大きいほど、信頼性の高いシステムといえる。

・Availability（可用性）　：システムがどれだけ長く使用できるかを表す指標。
具体的には、「稼働率＝ MTBF ／（MTBF ＋ MTTR)」で表す。
稼働率が高いほど、そのシステムは正常に動作し長時間使用できるので、可用性が高いといえる。

・Serviceability（保守性）：システムの故障が発生した際の修復の容易さを表す指標。
具体的には、「平均修理時間（MTTR）＝修復時間／故障回数」で表す。
MTTR が高いとシステムの保守点検がしやすく信頼性が高まるので、保守性が高いといえる。

・Integrity（保全性）　：操作ミスやプログラムエラーの影響を受けず、システム内のデータがどれだけ正確さを保てるかを表す指標。
データの誤消去、改ざん、破壊ができないように排他制御、誤り制御などの機能があると、データが矛盾を起こさずに一貫性を保てるので、保全性が高いといえる。

・Security（機密性）　：自然災害や不正アクセスへ対策などにより、データが外部へと漏れずに安全であるかを表す指標。
災害時の対策など広義なものから、部外者が不正に扱えないようにパスワードやデータの暗号化などの機密保護対策がとられていると、機密性が高いといえる。

（FPT0728 初級シスアド試験対策テキスト 平成 20 年度版 P.244「コンピュータの性能評価」参照）

2 疎通確認

疎通確認とは、ネットワーク上で指定した相手のコンピュータと接続しているかどうかを確認することである。
TCP/IP の IP レベルで、通信が可能かどうかを確認するコマンドを「PING（Packet InterNet Groper)」という。
PING コマンドで指定された IP アドレスまでパケットを転送することで確認でき、送受信にかかった時間などが表示されれば、正常に接続されていることが確認できる。
逆にエラーメッセージが表示された場合には、何かしらのネットワーク障害が発生していると考えられる。
（FPT0728 初級シスアド試験対策テキスト 平成 20 年度版 P.260「機器の接続確認」参照）

3 事象駆動（イベントドリブン）

イベントドリブンとは、キーが押されたり、マウスがクリックされたりなどのイベント（事象）によって、待機していたプログラムが動作（駆動）するという概念である。これによって、プログラムはいろいろな画面や処理に移動する。

4 WBS

WBS とは、Work Breakdown Structure の略で、プロジェクトマネジメントで使用される手法のひとつ。プロジェクトで実施される作業を管理可能な細かい単位に分割し、階層構造などで表す方法である。作業分解構造や、作業分解図と訳される。これにより、作業ごとの成果物が明確になり、作業の具体性が高くなり、工数などが見積りやすくなるとされる。

5 オンラインマニュアル

オンラインマニュアルとは、コンピュータ上やネットワークなどを通して閲覧できる取扱説明書のことである。製品に梱包する印刷されたマニュアルは、製品が開発途中であっても、印刷する時点での情報しか掲載できない。これ対して、オンラインマニュアルであれば、随時最新の情報に更新できる。製品がアプリケーションソフトウェアであれば、配布するバージョンと情報を一致させることができる。

6 ISMS

ISMS とは、Information Security Management System の略で、情報セキュリティマネジメントシステムのこと。企業や組織が自分たちのセキュリティリスクを管理し、必要なセキュリティレベルを決めて、継続的にリスクの回避や軽減ができる枠組みをいう。
なお、JIS Q27001：2006 は 2006 年 5 月に発行された規格で、ISMS 認証基準（Ver.2.0.）から移行する規格をいう。

7 G to B

G to B とは、Government to Business の略で、政府機関や自治体などの行政と企業間で電子商取引（EC）を行う形態をいう。
G to B の例としては、政府機関や自治体が企業から物品や資材を購入（調達）したり、調達したりするときに価格を決定するために行う入札などがある。
なお、行政と住民間は G to C（Government to Consumer）といい、行政間は G to G（Government to Government）という。

8 e－文書法

e －文書法とは、2004 年に成立した「民間業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（通則法）」と、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」からなり、その通称である。
企業において、各法律で保存が義務付けられた紙の書類を、電子化された文書ファイルで保存することを認めた法律である。